

現環境センター敷地を建設候補地とすることに関する決議

現環境センターは、一般廃棄物中間処理施設の稼働以前より埋立地として利用され、このことも合わせると40年以上の長きにわたり、市民全体の廃棄物を受け入れ、処理させていただいている、市民生活に欠くことのできない施設である。

このことは、地元住民の皆様のご理解により、施設運営が行われたものであり、感謝の念にたえないものである。

こうした中、滋賀県南部5市のごみ処理広域計画の中止等の経過はあったものの、環境センターの老朽化への対応が遅れたことは否めない。しかしながら、現状を鑑み、事業の進捗が市民生活全般に深刻な影響を及ぼすものであることを考えると、一刻も早く施設整備を進めることが必要である。

また、行政のこれまでの取組の中で、周辺整備等が遅れたことについては、謙虚に反省する必要がある。

新しい施設の整備にあたっては、これまで以上に市民一人ひとりが自らの問題として受け止めなければならないことが必要であり、その取組としてごみの減量化や再資源化に一層の促進が図られること。また、行政は安全で安心な施設とすることはもちろん、これまでの地元住民の皆様のご苦労は計り知れないことを十分に理解し、地元へお願いにあがること。その後、地元の要望をしっかりと受け止め、地域の活性化策を推進し、福祉の向上に格別に配慮し、地元および地域と向き合って協議を行い、理解を得たうえで、今後の事業推進が図られるべきと考える。

そうしたことを踏まえる中で、守山市議会としては、上記の取組が着実に推進されるよう、行政と思いを一にし、市長が表明した新しい環境施設については「現環境センター敷地を建設候補地とすること」に賛同するものである。

以上、決議する。

平成26年9月25日

平成26年9月25日 原案可決
守山市議会議長 池田眞二印
この写は議決の原本と相違ないことを認める
平成26年9月25日
守山市議会議長 池田眞二印

守山市議会

